

「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状況に保ち、口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進、医療・介護のQOLを向上させ、国民医療費の節減にも役立つことが「八〇二〇」（八十歳で二十本の健康な歯を維持する）運動によって実証されている。

しかし、平成十八年の診療報酬改定では、部分的に技術料の引き上げもあったが、全体で一・五パーセントのマイナス改定で、歯科診療報酬の抑制となり、健康保険診療範囲が縮小されている。

例えば、今まで診療報酬として認められていた歯周病の定期的管理・長期管理が二年間で打ち切りとなり、条件が厳しくなったところである。

日本歯周病学会員の八十二パーセントが「歯周病の治療ができにくくなった」との調査結果（宮崎・鹿児島・沖縄三県歯科医師会並びに日本臨床歯周病学会員アンケート）に端的に示されているように、事実上、歯周病の治療・定期的管理は健康保険では行えなくなっている。

また、不採算部門といわれる義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに、かみ合わせの調整のための診療では月一回の診療報酬算定になる厳しい条件が付加されたため、従来以上に保険で良く噛める義歯の提供が困難になっている。

このことから、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校・定員割れが起きるなど、将来の歯科医療の確保が危ぶまれる状況に陥っている。

このことは、国民の健康維持に支障をきたすだけでなく、国民の医療費の節減にも逆行することになりかねないと危惧している。

よって、国会及び政府におかれては、歯周病の治療・管理が充分にできるとともに、より良く噛める義歯ができるなど、保険でより良い歯科医療を実現できるように制度の改正を強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
財務大臣	藤井裕久殿
文部科学大臣	川端達夫殿
厚生労働大臣	長妻昭殿